

○松山自動車道（西予宇和 I C～大洲北只 I C）における消防及び救急業務等に関する覚書

大洲地区広域消防事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）と西日本高速道路株式会社四国支社（以下「四国支社」という。）とは、松山自動車道西予宇和インターチェンジから大洲北只インターチェンジまでの区間のうち、消防本部が担当する区間（以下「高速道路」という。）における消防・救急業務（以下「救急業務等」という。）を迅速かつ適切に実施するため、次のとおり覚書を交換する。

1. 消防及び救急業務等の担当区分については別添のとおりとする。
2. 消防本部は、高速道路において発生した救急業務等を行うものとする。
3. 四国支社は、消防本部に出動を要請するにあたって、事故の状況、現場の位置等救急業務等に必要情報を提供するものとする。
4. 四国支社は、消防本部の消防隊又は救急隊が出動する場合、高速道路の施設の利用について積極的に協力するとともに、事故現場において迅速的確な交通規制、交通の整理に努め、消防隊又は救急隊の誘導を行い、救急業務等に協力するものとする。
5. 消防本部及び四国支社は、高速道路における救急業務等の実施について必要な情報の交換を相互に行うものとする。
6. この覚書によるほか、高速道路における救急業務等の実施について必要のある時は、その都度協議のうえ決定するものとする。
7. この覚書は、平成24年3月10日から効力を発生するものとし、本覚書の効力発生の日をもって、平成16年2月25日付で取り交わした「松山自動車道（西予宇和 I Cから大洲北只 I C）における消防・救急業務等に関する覚書」については廃止するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上各自1通を保有する。

平成24年3月2日

大洲地区広域消防事務組合消防本部消防長

西日本高速道路株式会社四国支社
保全サービス事業部長